

住みよい環境のもとで生活するために、市税の果たす役割は重要です。

みなさんに納めていただく市税は、福祉、教育、土木など市のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

問 税務課

税金の種類	納税義務者	納期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市民税	市が行政サービスを提供するために必要な費用を、市民の皆様に負担していただく税金です	1月1日現在、市内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人			1期		2期		3期		4期			
		給与からの特別徴収：毎月												
		公的年金からの特別徴収：年金支給月												
固定資産税	固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です	1月1日現在、市内に土地、家屋または償却資産を所有する人		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対してかかる税です	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有する人		全期										

「納期」と「納期限」

「納期」とは市税を納めることができる期間のことで、通常「〇月中」や「〇月」と表示されているものです。これに対して「納期限」とは納期の末日（ただし、12月は12月27日）のことです。

国税・府税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
府税について（法人府民税、不動産取得税、自動車税など）	泉北府税事務所	☎072-238-7221
国税について（所得税、相続税、贈与税など）	泉大津税務署	☎0725-33-5601

税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる人の本人確認できるものをお持ちください。

▶税に関する証明・手数料などについて…P45

〈広告〉

「ISO9001」認証取得事務所
経営革新等支援機関（近畿財務局・近畿経済産業局認定）

税理士法人パートナーズ関西
(株)TMY つゆぐち会計事務所

代表税理士 露口 六彦
社員税理士 露口 和夫
社員税理士 稲垣 成祥
社員税理士 大橋 勇公

TKC全国会員

〒594-0066 和泉市桑原町247番地6
0725 (45) 0063
http://www.tuyuguti-tax.jp



納税の方法

問 税務課

市から納付書を郵送します。以下の方法により、納期限内に納付してください。

- 1 市役所にて納付
- 2 指定金融機関にて
 - 窓口で納付
 - 口座振替で納付
- 3 コンビニエンスストアにて

※納付書1枚あたり30万円を超えるもの又は、バーコードのないものはコンビニエンスストアでは納付できません。

納税は **便利** **確実** **安心** な
「**口座振替**」がおすすめです！



【指定金融機関】

みずほ銀行・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・近畿大阪銀行・池田泉州銀行・紀陽銀行・三井住友信託銀行・関西アーバン銀行・大阪信用金庫・近畿労働金庫・商工組合中央金庫・近畿産業信用組合・ミレ信用組合・いずみの農業協同組合
上記金融機関の各大阪府内店・全国のゆうちょ銀行

【申込方法】

税務課または金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。

必要なもの：納税通知書、通帳、取引印（通帳届出印）

【口座振替の開始】

口座振替依頼書をご提出いただいた翌月末以降の納期から振替となります。（振替日は納期の末日）

納税のご相談は…税務課 納税係

市税を納付できないときは…



災害や病気、失職などで納税が困難なときに、納税の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。滞納したままですと、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もありますので、注意してください。

個人住民税・固定資産税および軽自動車税の減免

不慮の災害に遭われた場合や、退職などにより所得が皆無になるなど、生活が著しく困難となった人やその他特別の事情がある人は、その事情に応じて、税額について減免できる場合がありますので、ご相談ください。

市民税

問 税務課

毎年1月1日現在、市内に住んでいる個人、または市内に事務所・事業所のある個人で市内に住所を有しない人に課税します。

収入がなく申告の義務がない人でも、各種行政サービスを受ける時など、所得を明確にする必要がある場合は、収入の申告をしてください。

固定資産税・都市計画税

価格等縦覧帳簿の縦覧

問 税務課

固定資産評価額などを記載した価格等縦覧帳簿を、4月1日からその年の最初の納期限までの期間、市役所でご覧いただけます。ただし、納税者本人かその人の委任状持参の人（会社を含む）しかご覧になれません。（※家屋を新築、増築、または取り壊した時は、固定資産税係へご連絡ください。ただし、法務局へ登記の申請をした人は不要です。）

固定資産の価格に係る審査の申出

問 固定資産評価審査委員会事務局（総務課内）

評価替えのあった年度に、固定資産の価格について不服がある場合は、価格などを登録した旨の公示をした日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月までの間に、固定資産評価審査委員会に対し審査の申出ができます。ただし、土地の地目の変換や、家屋の改築や損壊などがあった場合には、評価替えの年度以外でも申出ができます。

軽自動車税

登録と廃車の手続き

新しく原動機付自転車や軽自動車などの所有者になった時、また所有者でなくなった時は、次の場所へ届け出てください。

種別	手続き場所	電話番号
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	税務課	☎33-1131
軽自動車	軽自動車検査協会 (和泉支所)	☎050-3816-1842 (コールセンター)
二輪車 (125ccを超える)	大阪運輸支局 和泉自動車検査 登録事務所	☎050- 5540-2060